宅地造成等規制法施行細則等の __ 部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月二十五日

広島県知事 湯 崹 英 彦

広島県規則第四十五号

宅地造成等規制法施行細則等の一部を改正する規則

(宅地造成等規制法施行細則の一部改正)

第 ように改正する。 一条 宅地造成等規制法施行細則 (昭和三十八年広島県規則第二十三号) 0) 部を次 \mathcal{O}

次の表の改正前 \mathcal{O} 欄 に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

改正する。 Œ 後 Œ 前

の定めるところによる。」という。)に定めるもののほか、この規則いという。)に定めるもののほか、この規則昭和三十七年建設省令第三号。以下「旧省令による改正前の宅地造成等規制法施行規則(令和五年農林水産省・国土交通省令第三号)関する法律施行規則の一部を改正する省令(行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に旧政令」という。)及び宅地造成等規制法施	「居口三十二年女介育」 による改正前の宅備に関する政令(令和商を改正する法律の施	いう。)の施行に関しては、宅地造成等規制三十六年法律第百九十一号。以下「旧法」と同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和規定によりなお従前の例によることとされる	律(令和四年法律第五十五号)附則第二条の第一条 宅地造成等規制法の一部を改正する法(趣旨)	改正後
		ころによる。	三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。)及び宅地造成等規制法施行規則(昭和三十七年政令第十六号。以下「政令」といに関しては、宅地造成等規制法施行令(昭和	第百九十一号。以下「法」という。)の施行第一条 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律(趣旨)	改正前

る。 法及び旧政令において使用する用語の例によ第二条 この規則において使用する用語は、旧第二条 にの規則において使用する用語は、旧第二(用語の定義)

(工事の許可申請の手続) (工事の許可申請の手続)

主」という。)は、当該許可に係る宅地造成可を受けた造成主(以下「許可を受けた造成第三条「旧法第八条第一項本文の規定による許(工事の着手届)

及び政令において使用する用語の例による。第二条 この規則において使用する用語は、法(用語の定義)

(工事の許可申請の手続) (工事の許可申請の手続)

」という。)は、当該第三条 法第八条第一項第三条 法第八条第一項(工事の着手届) 、当該許可に係る宅地造成に(以下「許可を受けた造成主第一項本文の規定による許可

出しなければならない。一号による宅地造成工事着手届書を知事に提に関する工事に着手したときは、別記様式第

付して、知事に提出しなければならない。
を受けようとする者は、別記様式第二号による宅地造成に関する工事の変更許可申請書に、る宅地造成に関する工事の変更許可申請書に、日は第十二条第一項の規定による許可に

知事に提出しなければならない。
今の届出を行おうとする者は、別記様式第四への届出を行おうとする者は、別記様式第四第五条 旧法第十二条第二項の規定による知事(軽微な変更の届出)

書を知事に提出しなければならない。
まつのででは、明記様式第六号による届出工事の変更届による届出をした者は、明記様式第五号を変更しようとするときは、別記様式第五号を変更しようとするときは、別記様式第五場の規定第六条 旧法第十五条第一項又は第二項の規定(届出工事の変更届出) 第六条

(工程等の変更届出)

第七条 許可を受けた造成主又は旧法第十五条第七条 許可を受けた造成主又は旧法第七又は廃止しようとするときは、別記様式第七又は廃止しようとするときは、別記様式第七に提出しなければならない。 第七条

第 一 一 二 る。 |壁の代替措置は、次の各号に掲げるとおりと||八条|||旧政令第十五条第一項の規定による擁(擁壁の設置の緩和)

ー・二 (各) 一・二 (各) 一・二 (各) に技術的基準を次のとおり強化し、及び付 がする。 に技術的基準の強化等)

げる区分に従い、当該各号に定めるところに第十二条 身分証明書の様式は、次の各号に掲(身分証明書の様式)

しなければならない。 号による宅地造成工事着手届書を知事に提出関する工事に着手したときは、別記様式第一

を知事に提出しなければならない。 第六条 法第十五条第一項又は第二項の規定に 第六条 法第十五条第一項又は第二項の規定に (届出工事の変更届出)

(工程等の 変更届出)

第七条 許可を受けた造成主又は法第十五条第 第七条 許可を受けた造成主又は居出をした 一項若しくは第二項の規定による届出をした とまる宅地造成工事工程等変更届書を知事 に提出しなければならない。

の代替措置は、次の各号に掲げるとおりとす第八条 政令第十五条第一項の規定による擁壁(擁壁の設置の緩和) る。

应 略)

一・二 (略) では術的基準を次のとおり強化し、及び付加の技術的基準を次のとおり強化し、及び付加する。 (技術的基準の強化等)

げる区分に従い、当該各号に定めるところに第十二条 身分証明書の様式は、次の各号に掲(身分証明書の様式)

よる。

- 式第十号 旧法第六条第一码 項の身分証明書 別記様
- 旧法第六条第二項の身分証明書 別記様
- 第六条第一页式第十一号 項の身分証明書-八条第二項におい 別記様式第十

第十三条 の写しを添付しなければならない。がる区分に従い、当該各号に定める数の正本より知事に提出する書類には、次の各号に掲斗三条。旧法、旧省令及びこの規則の規定に(許可申請書等の提出部数)

略)

(書類の経由)

(書類の経由して提出しなければならない。

(書類の経由して提出しなければならない。

(書類の経由して提出しなければならない。

(書類の経由して提出しなければならない。

(書類の経由)

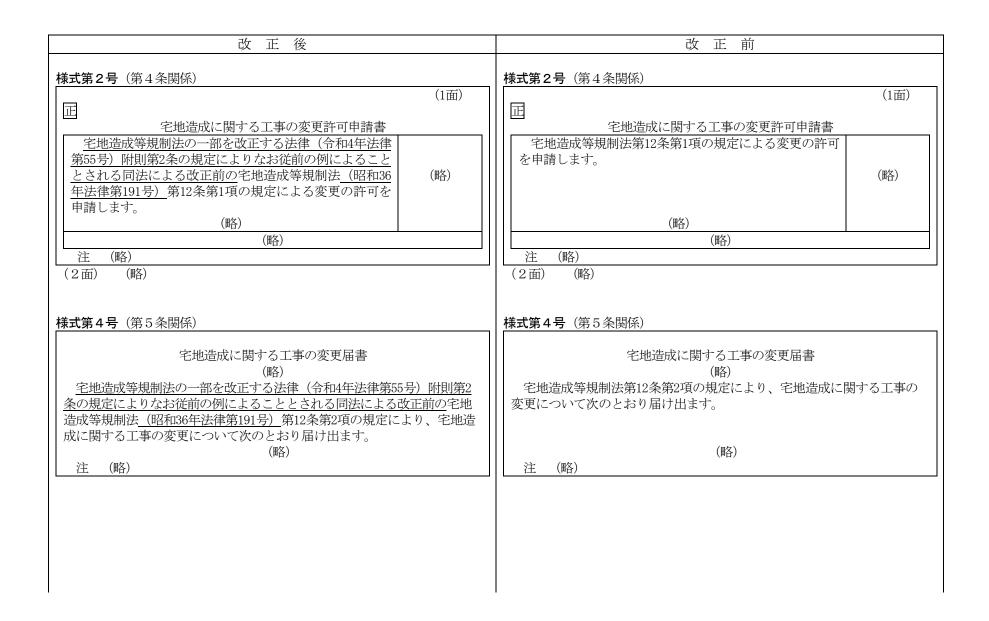
よる。

- 第十号 法第六条第一 項の身分証明書 別記様式
- 法第六条第二項の身分証明書 別記様式
- 六条第一項の身分証明書二 法第十八条第二項におい第十一号 11 別記様式第十二

(略)

(書類の経由) (書類の経由) (書類の経由) (書類の経由) (書類の経由) (書類の経由して提出しなければならない。 という。)を管轄する建設事務所の長(当該宅地造成区域等が二以上の建設事務所の長(当該宅地造成区域等の面積が最大の建設事務所の長(当該を経由して提出しなければならない。

改正する。 次 \mathcal{O} 表の 改正前 0 欄に掲げる規定を同表の改正後の 欄に掲げ る規定に傍線で示すように



様式第5号(第6条関係)

届出工事の変更届書

(略)

宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第15条第1項の規定により、宅地造成に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

(略

注(略)

様式第6号(第6条関係)

届出工事の変更届書

(略)

宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第15条第2項の規定により、宅地造成に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

(略)

注 (略)

様式第5号(第6条関係)

届出工事の変更届書

(略

宅地造成等規制法第15条第1項の規定により、宅地造成に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

(略)

注 (略)

様式第6号(第6条関係)

届出工事の変更届書

(略

宅地造成等規制法第15条第2項の規定により、宅地造成に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

(略)

注 (略)

様式第10号

(表面)

身分証明書(略)

上記の者は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律 第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法に よる改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第4条第1項の 規定により、他人の占有する土地に立ち入る権限を有する者であること を証明します。

(略)

注 (略)

(裏面) (略)

様式第11号

(表面)

(障害物の伐除を行う場合)

第号

身 分 証 明 書

上記の者は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律 第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法に よる改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第5条第1項の 規定により、障害物の伐採を<u>行う</u>権限を有する者であることを証明しま す。

(略)

注 (略)

様式第10号

(表面)

身 分 証 明 書 (略)

上記の者は、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第4条第1項の規定により、他人の占有する土地に立ち入る権限を有する者であることを証明します。

(略)

注 (略)

(裏面) (略

様式第11号

(表面)

(障害物の伐除を行なう場合)

第号

身 分 証 明 書 (略)

上記の者は、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第5条第1項の規定により、障害物の伐採を<u>行なう</u>権限を有する者であることを証明します。

(略)

注 (略)

(裏面)

注 意 事 項

1 表記の権限を行使する際には、<u>宅地造成等規制法の一部を改正する</u> 法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例による <u>こととされる同法による改正前の</u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第 191号)第5条第1項の規定による市町長の許可証及びこの証明書を必ず 携帯して、関係人の請求があつたときは、いつでも提示すること。 2 (略)

(表面)

(他人の占有する土地の試掘等を行う場合)

第号

身分証明書

上記の者は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律 第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法に よる改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第5条第1項の 規定により、他人の占有する土地の試掘等を<u>行う</u>権限を有する者である ことを証明します。

(略)

注 (略)

(裏面)

注 意 事 項

1 表記の権限を行使する際には、宅地造成等規制法(昭和36年法律第 191号)第5条第1項の規定による市町長の許可証及びこの証明書を必ず 携帯して、関係人の請求があつたときは、いつでも提示すること。

2 (略)

(表面)

(他人の占有する土地の試掘等を行なう場合)

第号

身 分 証 明 書 (略)

上記の者は、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第5条第1項の規定により、他人の占有する土地の試掘等を<u>行なう</u>権限を有する者であることを証明します。

(略)

注 (略)

(裏面)

注 意 事 項

1 表記の権限を行使する際には、<u>宅地造成等規制法の一部を改正する</u> <u>法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例による</u> <u>こととされる同法による改正前の</u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第 191号)第5条第1項の規定による知事の許可証及びこの証明書を必ず携 帯して、関係人の請求があつたときは、いつでも提示すること。 2 (略)

様式第12号

(表面)

第号

身 分 証 明 書 (略)

上記の者は、<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の</u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第18条第1項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明します。 (略)

注(略)

(裏面) (略)

(裏面)

注 意 事 項

1 表記の権限を行使する際には、宅地造成等規制法(昭和36年法律第 191号)第5条第1項の規定による知事の許可証及びこの証明書を必ず携帯して、関係人の請求があつたときは、いつでも提示すること。

2 (略)

様式第12号

(表面)

第号

身分証明書(略)

上記の者は、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第18条第1項 の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明します。

(略)

注 (略)

(裏面) (略)

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

第二条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号

)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

(建設事務所長への委任) (建設事務所長への委任) (建設事務所長への委任) (単) (略) (一) (略) (一) (略) (一) (略) (三) 第四条の二第二項第五号の規定によるがけ付近の建築物の建築認定 (三) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	改正後
(建設事務所長への委任) (建設事務所長への委任) (建設事務所長への委任) (単) (略) (一) (形) (一) (一) (形) (一) (一) (形) (一) (一) (形) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一)	改 正 前

(都市計画法施行細則の一部改正)

第三条 都市計画法施行細則(昭和四十五年広島県規則第百十二号)の一部を次のように 改正する。

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

改正後 改正前 様式第7号の2 (第6条の2関係) 様式第7号の2 (第6条の2関係) 開発行為に係る協議申出書 開発行為に係る協議申出書 (略) (略) 注 1 宅地造成等規制法第3条第1項の宅地造成工事規制区域内において 注 1 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附 則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改 は、本協議が成立することにより、同法第11条の宅地造成に関する 正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の宅地 工事の協議が不要となる。 造成工事規制区域内においては、本協議が成立することにより、同 法第11条の宅地造成に関する工事の協議が不要となる。 2-6 (略) 2-6 (略)

(優良宅地造成認定事務に関する規則の一部改正)

第四条 優良宅地造成認定事務に関する規則(昭和四十九年広島県規則第八十八号)の一

部を次のように改正する。

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

3―5 (略)	(認定申請の手続) (認定申請の手続) (認定申請の手続) (認定申請の手続) (認定申請の手続)	改正後
3—5 (略)	(認定申請の手続) (認定申請の手続)	改正前

(広島県建築基準法施行細則の一部改正)

第五条 広島県建築基準法施行細則(昭和五十三年広島県規則第三十六号)の一部を次の

ように改正する。

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

(がけ付近の建築物に対する建築制限の特例に係る認定申請) 第二十一条の二 法施行条例第四条の二第二項第五号の規定による認定を申請しようとする者は、別記様式第十一号の二による建築認定申請書の正本及び副本に、それぞれ第十九条第二項に規定する事項を明示した付近見取図、第世間図、敷地等断面図、各階平面図及び二面配置図、敷地等断面図、各階平面図及び二面による建築認定申請。 (略)	改正後
(がけ付近の建築物に対する建築制限の特例に係る認定申請) 第二十一条の二 法施行条例第四条の二第二項第四号の規定による認定を申請しようとする者は、別記様式第十一号の二による建築認定申請書の正本及び副本に、それぞれ第十九条第二項に規定する事項を明示した付近見取図、第世層図、敷地等断面図、各階平面図及び二面配置図、敷地等断面図、各階平面図及び二面以上の立面図を添えて、知事に提出しなければならない。	改正前

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

改正後 改正前 様式第11号の2 (第21条の2関係) 様式第11号の2 (第21条の2関係) 建築認定申請書 建築認定申請書 (略) (略) 広島県建築基準法施行条例第4条の2第2項第5号の規定による認定を申請し 広島県建築基準法施行条例第4条の2第2項第4号の規定による認定を申請し ます。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。 ます。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。 (略) (略) 注 (略) 注 (略) 建築認定通知書 建築認定通知書 (略) (略) 年 月 日付けで申請の事項は、広島県建築基準法施行条例 年 月 日付けで申請の事項は、広島県建築基準法施行条例 第4条の2第2項第5号の規定により認定したので、通知します。 第4条の2第2項第4号の規定により認定したので、通知します。 (略) (略) (注) (略) (注) (略)

(広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部改正)

第六条 広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則(平成十六年広島県規則第五十六号

)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

付表(略) (略)	のり面の勾配等 一 切土又は盛土をした土地ののり面の勾配等 一 切土又は盛土をした土地の三の度を超える場合は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令を推正前の宅権に関する政令(令和四年政令第三百九十三号)による改正前の宅地造成等規制法の一部を改正する政正前の宅地造成等規制法の一部を改正する政正前の宅地造成等規制法の一部を改正する政正前の宅地造成等規制法の大力を設定している。 「一 切土又は盛土をした土地のを第一大一方の整備に関する政令(令和四年政令第三百九十三号)による政正が表の規定に準じるほか、この規則の基準を満たする。	の完了時の土地の形状土砂埋立行為(一時たい積行為を除く。)別表第一(第二十四条関係)	2 (略) (法令等の許可等) (法令等の許可等)	改正後
付表(略) (略)	項目 現土又は盛土をした土地ののり面の勾配等 一 切土又は盛土をした土地ののり面の勾配等 一 切土又は盛土をした土地の一 のり面の勾配等 一 切土又は盛土をした土地の一 の規定に準じるほか、この規則の基準を満たす擁壁を設置しまること。 すること。 まること。	の完了時の土地の形状土砂埋立行為(一時たい積行為を除く。)出表第一(第二十四条関係)	2 (略) (法令等の許可等) 第十六条 (略) (法令等の許可等) 第十六条 (略) (法令等の許可等) 第八条第一項本文の規定による許可又は同法第十一条の規制による協議 の成立 (法令等の許可等)	改正前

附則

(施行期日)

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

(経過措置)

明書とみなす。 よる改正後の宅地造成等規制法施行細則別記様式第十号、第十一号及び第十二号の身分証 施行細則別記様式第十号、第十一号及び第十二号の身分証明書は、それぞれ同条の規定にこの規則の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の宅地造成等規制法